

④ みなし役員に対する賞与

Q : いわゆるみなし役員に対して臨時的な給与を支給する場合には、事前に届出を出しておかなければ損金算入することができないのですか？

A : そうなります。

【解説】

法人税法上の役員には、会社法や民法に規定する役員のほか、法人の使用人以外の者で、その法人の経営に従事している者、同族会社の使用人のうち、次の要件を満たしている者で、その会社の経営に従事している者も含まれます。これをみなし役員とっています。

- ① その会社が同族会社であることについての判定の基礎となった株主グループのいずれかに所属していること
- ② その所属する株主グループの会社に係る所有割合が10%を超えていること
- ③ その使用人(その配偶者及びこれらの者の所有割合が50%を超える場合における他の会社を含みます)の会社に係る所有割合が5%を超えていること

したがって、この要件に該当する者については、役員として取り扱われますので、この者について、臨時的な給与を支給する場合には、株主総会などの定めに基づく事前確定届出給与の届出をしておかないと、その給与は、損金不算入となってしまいます。

ご注意ください。

